

⑥ がん患者サポート事業を開始しました

申・問 健康医療政策課(地域医療センターかさま内) Tel 0296-77-9145

若年がん患者の方が在宅生活を送るうえで必要な福祉用具や、がん治療による外見の悩みを抱えている方の補正具購入にかかる費用の一部を助成します。

対象 申請日時点で笠間市に住所を有する方で、がんの治療を受けた方または現に受けている方。福祉用具については、20歳以上39歳以下の方(18～19歳で、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない方も含みます)。

対象経費 申請時点から過去1年以内に購入またはレンタルした以下の経費

- ①福祉用具(車いす・車いす附属品・特殊寝台・特殊寝台附属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・移動用リフト・特殊尿器・腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・栄養注入用ガートル台)
- ②ウィッグ
- ③乳房補正具(補正下着等)

助成金額 購入またはレンタルの費用の2分の1(最大3万円)

助成回数 ①～③それぞれ1回のみとなります。
※詳細は、市ホームページをご確認ください。

申請方法 窓口へ申請してください。

⑦ 高齢者痰吸引器給付事業を開始しました

申・問 高齢福祉課(内線175) 笠間支所福祉課(内線72133) 岩間支所福祉課(内線73173)

4月1日から、在宅で療養する高齢者等の支援として、痰吸引器の購入費用の一部を給付する「笠間市高齢者痰吸引器給付事業」を開始しました。

対象者 次の全てに該当する方

- ・笠間市内に住所を有する65歳以上の方または、要支援若しくは要介護の認定を受けている40歳以上64歳以下の方で、在宅で療養し、自力で痰等の排出が困難な方
- ・市民税非課税の方または生活保護を受給している方
- ・市税を完納している方
- ・笠間市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱第4条に規定する電気式痰吸引器の給付の対象とならない方

給付額 痰吸引器の購入費用と基準価格56,400円(令和4年4月1日時点)のいずれか少ない額の2分の1(1,000円未満の端数は切り捨て)

申請方法 痰吸引器を購入する前に、申請書に医師意見書と痰吸引器の購入に係る見積書を添付し窓口または郵送でお申し込みください。申請書、医師意見書は窓口には備え付けてあります。または市ホームページでダウンロードもできます。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

厚生労働省 Tel 0120-565653 9時～21時(土日・祝日も実施)

茨城県庁内 Tel 029-301-3200 8時30分～22時(土日・祝日も実施)

中央(旧水戸)保健所 Tel 029-241-0100 9時～17時(平日のみ)